

台湾行政院公共工程委員会 提案プレゼンテーション



国土交通省近畿地方整備局
企画部 建設専門官 古賀 聡明



【公共事業の発注者としての使命】

1. 公共事業は国民の財産(社会資本)を構築するものであり、国民の理解と信頼を得なければならない。
2. 国民の理解と信頼を得るには、良質な社会資本を低廉な価格で提供しなければならない。
3. 良好な社会資本を低廉な価格で提供するには、品質と価格のバランスを適切にコントロールしなくてはならない。
4. 将来の維持管理も含めて取り組まねばならない。



テーマ1. 入札制度

テーマ2. 施工確認



◆入札手続きと品質確保の関係

1. 入札手続きは発注者の要求を満足する成果を導くための重要な第1ステップ。
2. 要求を満足するには品質を確保すること。
3. 品質を確保するには適切な価格で優良な業者と契約できること。



◆入札手続きの現状と課題 **公共工程委員会**

<現状>

政府採購法規定

【入札方式】:一般公表、選択制、制限付き

【落札者決定】:評価委員会(発注者、有識者)で決定

※決定条件は以下の4パターンであるが、ほとんどが①②で決定されるため、極端な低価格の場合に品質が懸念される

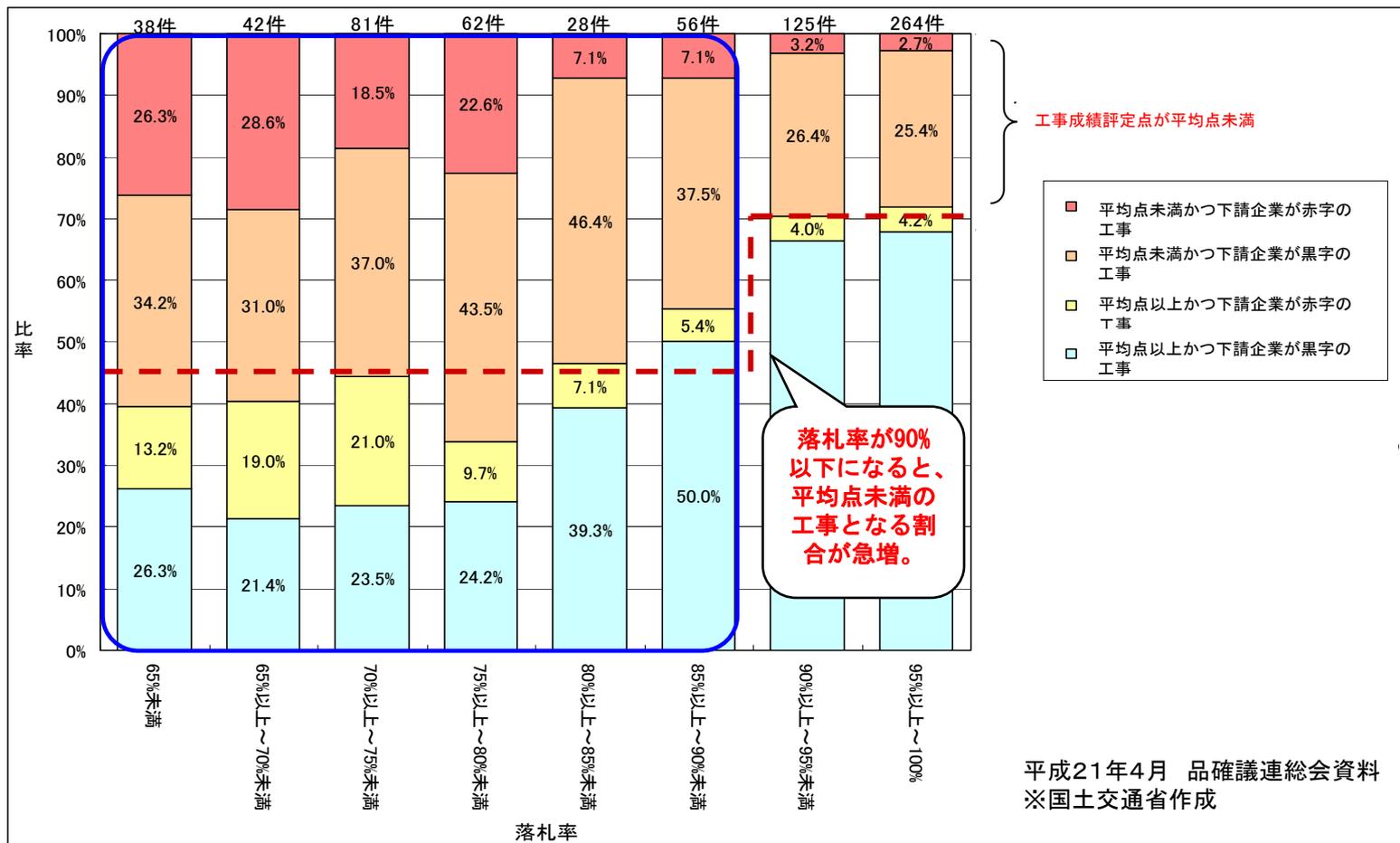
- ①定価内で一番低価格
- ②定価はなし、予算額内で一番低価格
- ③入札参加者からの提示資料が一番合理的で良いと判断
- ④入札参加者から提示の見積と資料が一番合理的で良いと判断

<課題>

○不良不適格入札者の排除

<参考> 入札価格の落札率と品質の関係

◆ 日本の国土交通省発注工事における落札率と品質の関係では、落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が急増しており、品質低下を招いている。





◆課題解決策の提案

日本(国土交通省近畿地方整備局)が実施している低入札対策を先行事例として提案します。

<提案その1>

- ・最低制限価格あるいは失格基準価格を設定する

→ 上記価格を下回った業者とは契約しない

・・・日本の地方自治体(府縣市町村)はほぼ設定している

<提案その2>

- ・重点監督対象の工事及び業務とする

→ 確認項目、確認頻度の増やす等の措置



◆課題解決策の提案(続き)

<提案その3>

- ・配置技術者の増員を義務づける
 - 同等以上の技術者とする事で業者に負荷をかける
 - ・・・配置不可能な場合は契約解除とする

<提案その4>

- ・低入札で契約した場合は新たな入札に参加できない制度を導入する
 - 参入制限は工事(業務)が完成引き渡しを受けるまでの期間

<提案その5>

- ・低入札の工事(業務)で成績が一定基準を満たさない場合は実績と認めない
 - 実績を取るために価格勝負に出た業者に対して効果がある

<参考> 低入札価格調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		
		×1.05

H20.4～H21.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

H21.4～

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

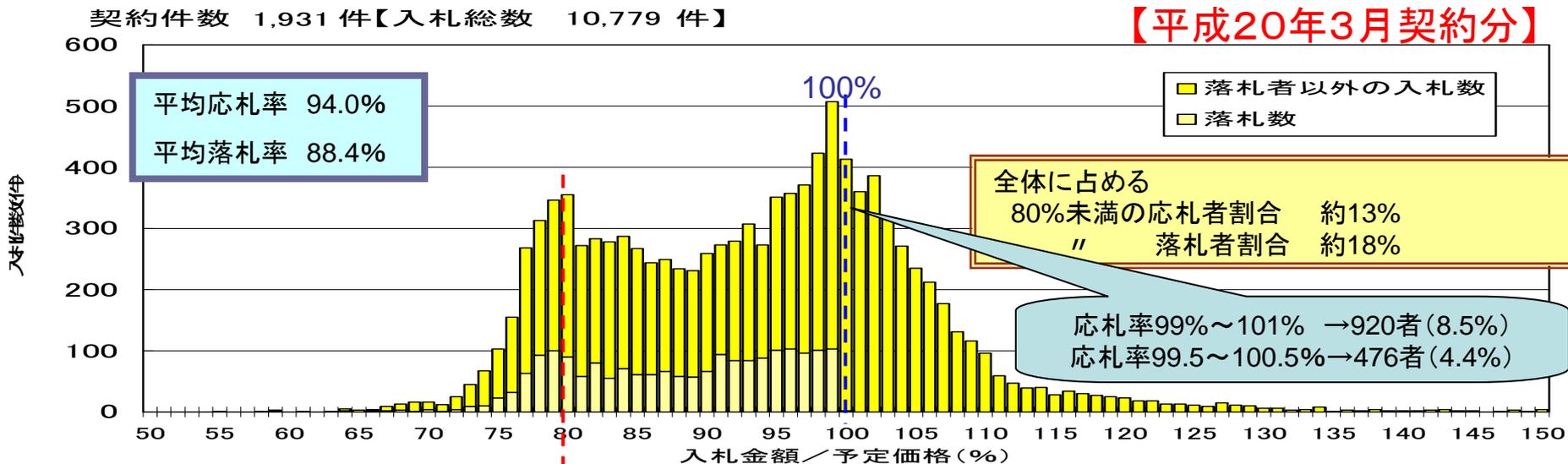
直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

※平成21年4月3日以降
入札公告をする工事から
適用

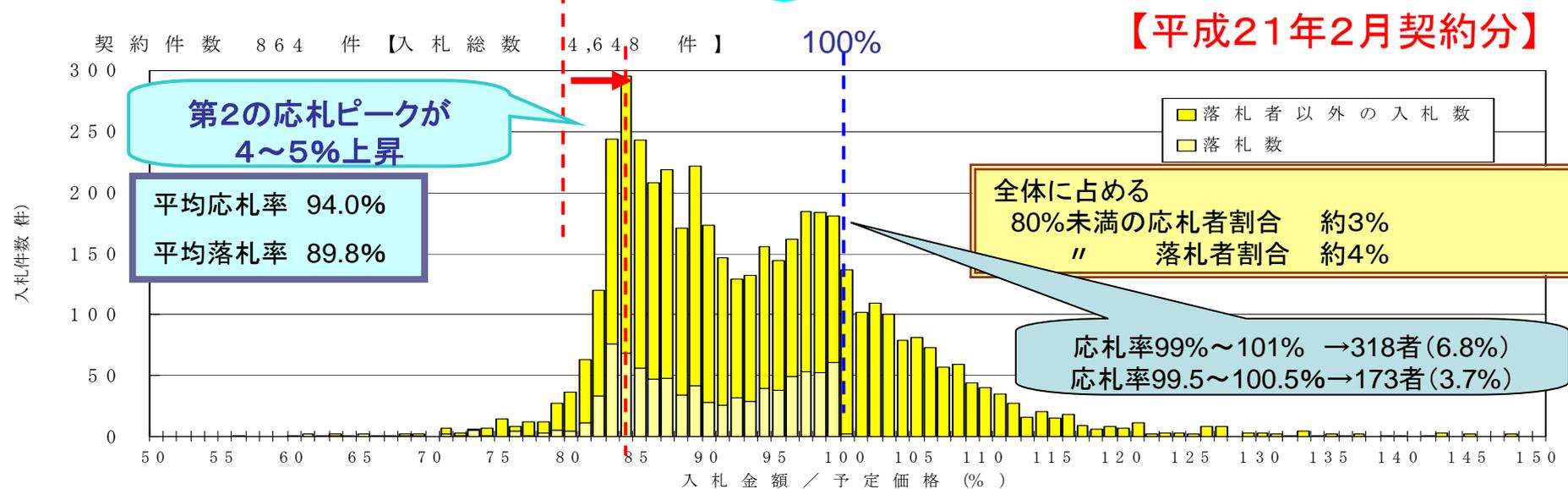
○低入札価格調査基準価格については、平成20年4月に算定式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を一層強化して、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、さらなる見直しを実施。

○中央公契連モデルについても4/10付けで改正し、地方公契連に周知。様々な機会を通じて、引き続き低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請。

<参考> 低入札調査基準価格見直し前後の入札状況比較



調査基準価格見直し



※1 対象は、地方整備局において当該期間に契約された100万円以上の工事。
 ※2 速報値であり、今後修正があり得る。
 ※3 随意契約は除く。

<参考>近畿管内の直轄工事における落札率

- ◆平成20年度における近畿地方整備局発注工事の府県別平均落札率は以下のとおり
- ・全体傾向としては一般土木の落札率は全工種と比較してやや低めである
- ・和歌山県は全工種、一般土木とも9割を超え管内で一番高い落札率であった

府県	落札率(%)	
	全工種	一般土木
滋賀県	87.8	86.1
京都府	88.4	84.9
大阪府	87.5	85.8
兵庫県	86.5	85.1
和歌山県	92.2	90.9
奈良県	83.0	85.3
福井県	88.3	87.5
三重県	90.2	87.5

<参考> 工事の低入札価格調査制度

平成20年度 近畿地整の低入札の現状

平成18年度から平成20年度までの発注件数に占める低入札の状況

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度				
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数			
7.2億円以上	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	69
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	65
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	281
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	800
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	9%	1,384

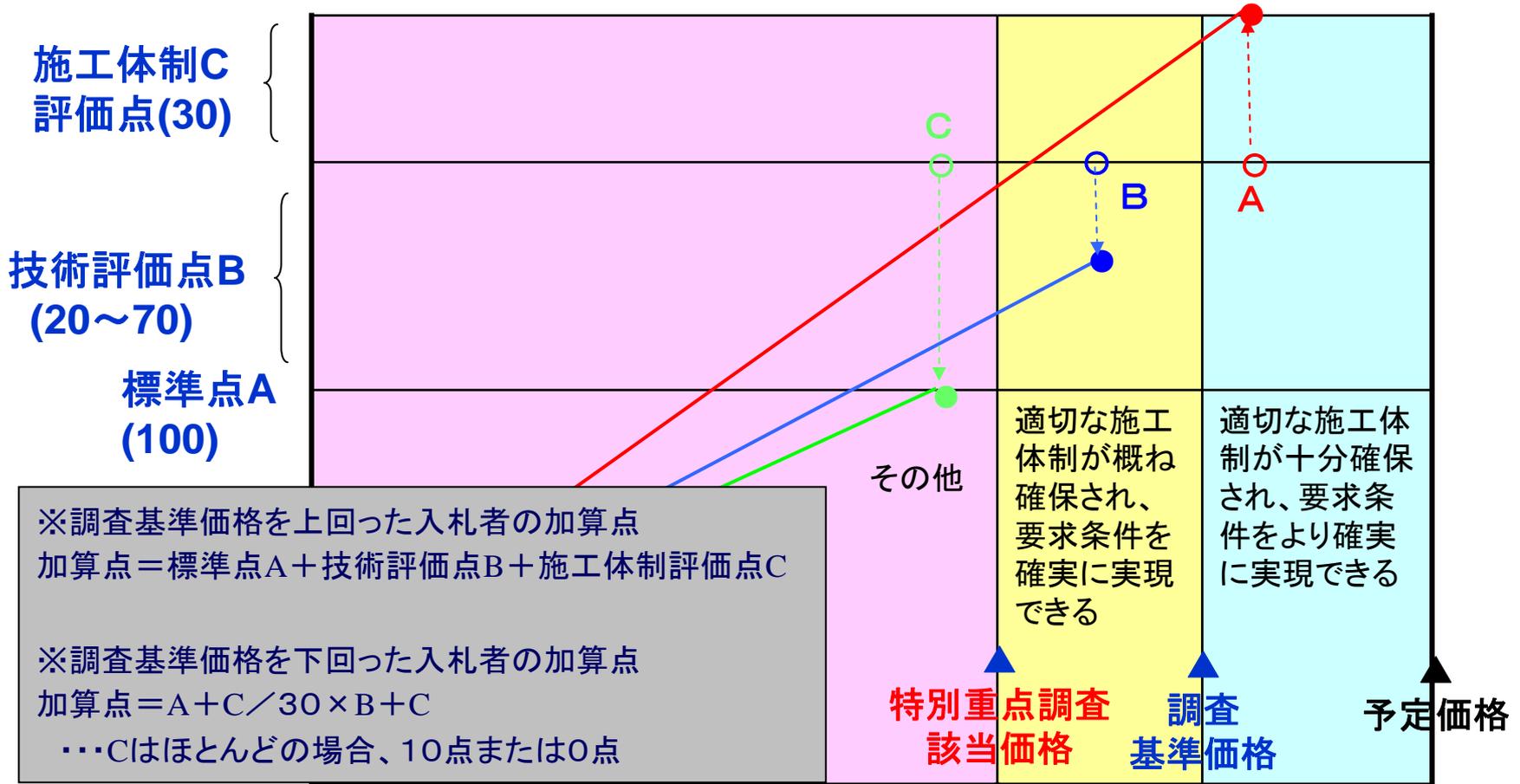
平成18年度第4四半期より採用した「施工体制確認型総合評価方式」により、全体件数に占める低入札の率は減少した。しかし、**施工体制確認型が適用されていない1億円未満**では、平成19年度に比べ平成20年度は**増加傾向**にある。

施工体制確認型を予定価格6千万円以上の工事(全工種)に適用

■ 施工体制確認型の評価項目と配点

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	配点
施工体制 (施工体制評価点)	施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
	品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
			その他	0
施工体制の評価 (施工体制評価点)		30点満点		

■ 施工体制確認型総合評価のイメージ

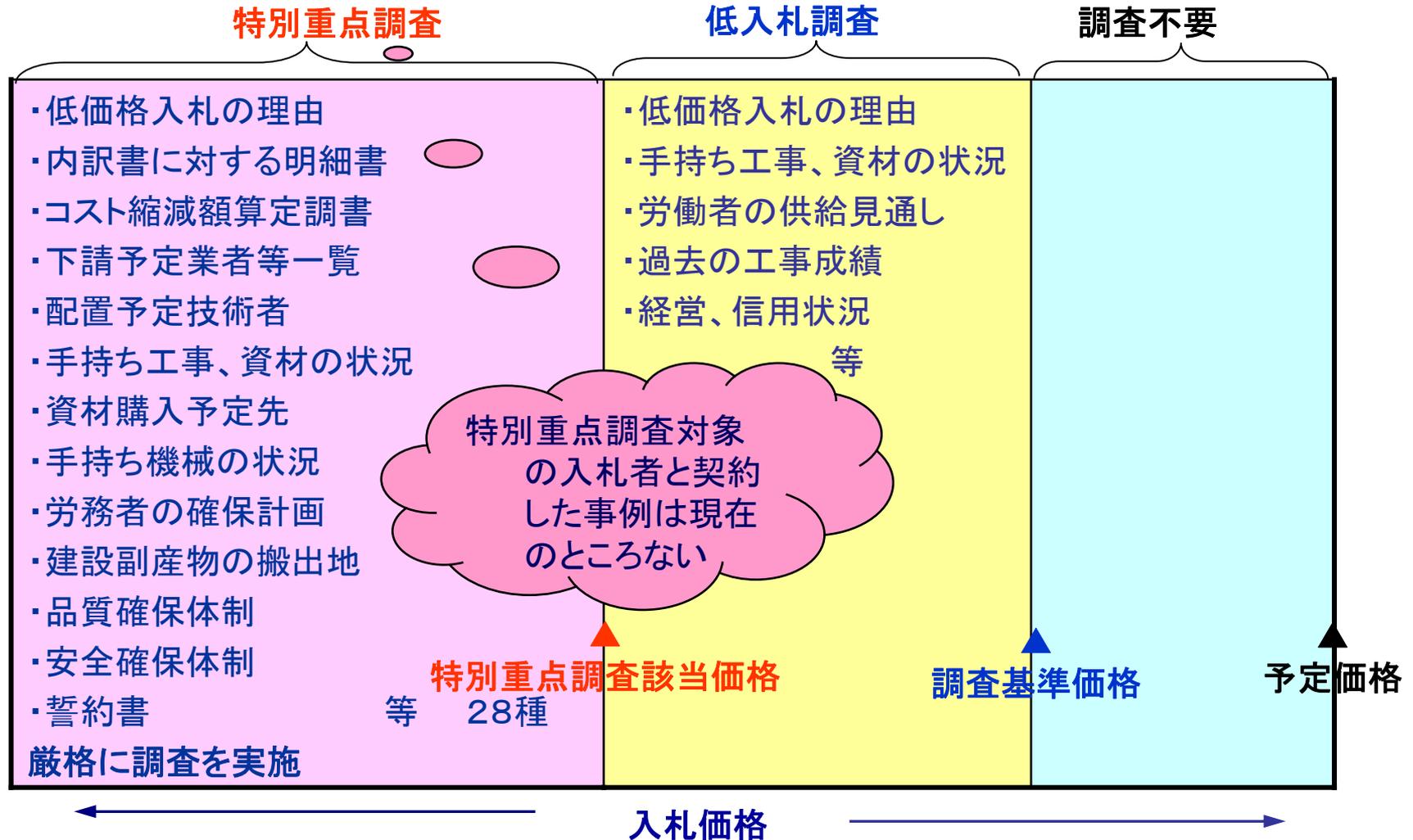


※1 調査基準価格： 直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費等の30%の合計(9.0/10~7.0/10の範囲内)

※2 特別重点調査該当価格： 調査基準価格を下回りかつ直工の75%、共通仮設70%、現場管理70%、一般管理30%の1項目以上上下回った場合の価格

<参考> 工事の低入札対策(低入札特別重点調査)

■ 低入札特別重点調査のイメージ



※1 調査基準価格： 直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費等の30%の合計(9.0/10~7.0/10の範囲内)

※2 特別重点調査該当価格： 調査基準価格を下回りかつ直工の75%、共通仮設70%、現場管理70%、一般管理30%の1項目以上下回った場合の価格



◆施工確認と品質確保の関係

1. 施工中の品質確認は発注者の要求を満足する成果を導くための重要な第2ステップ。
2. 施工完了後の品質確認は発注者の要求を満足する成果とされていることを確認する重要な第3ステップ。
3. 品質を確保するには施工各段階における適切な確認と完成後の的確な検査ができる制度を確立すること。



◆ 施工確認の現状と課題 **公共工程委員会**

<現状>

【品質管理組織体制】

三級品管(工程局)、二級品管(施工区)、一級品管(自主管理)

【品質管理制度】

品保督導管理・・・品質管理計画、各項目ごとの実施内容手順

品保執行・・・書類審査、材料検査、施工段階検査、結果分析

品質管制・・・受注者による自主管理

※品質管理の取組みでは制度、体制が具体的な内容となっている上、PDCAサイクルで常に改善を図る仕組みにして充実した内容となっている

【完成検査及び工事成績評価】

施工完了後の完成検査、成績評価は具体案を検討中？



◆施工確認の現状と課題(続き)

公共工程委員会

<課題>

【品質確認】

・制度は充実しており大きな課題はないと思われるが、今後改善を図る上で想定される課題を挙げる。

○発注者、受注者の負担軽減

・・・書類に追われ現場対応(品質確認作業)に影響する

○適正な品質管理等費用の計上

・・・受注者のモチベーション向上、虚偽・手抜き防止

【完成検査及び工事成績評価】

○検査専門スタッフの育成

○成果を的確に評価する工事成績評価制度の確立



◆課題解決策の提案

日本(国土交通省近畿地方整備局)が取り組んでいる施工確認を先行事例として提案します。

<提案その1>

- ・工事関係書類の簡素化及び電子システム化

→ 確認項目を洗い直し、簡素化・合理化を検討する
・・・日本(国土交通省)では※ASPの取組みを進めている。

※ 参考資料「公共工事総合プロセス支援システム(案)」参照

<提案その2>

- ・諸経費の実態調査を実施して工事価格に反映する

→ 適正な対価を支払うことで受注者の経営環境を守る。



◆課題解決策の提案(続き)

<提案その3>

・検査専門ポストの設置

- 重要工事の検査を担当するほか、発注者の視点で検査や工事成績のポイントを職員、委託業者へ指導するとともにトラブル発生時には主導的立場で問題解決にあたる。

<提案その4>

・工事成績評価の制度構築と成績のデータベース化

- 工事成績を付与することで優良業者の把握が可能になる。また、成績をデータベース化することで次の工事発注時の評価に活用できる

・・・日本(国土交通省)では工事成績評定の合理化、有効活用のため、2009.4に要領を一部改正

■公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月施行)

<法律の背景>

2005. 4

民間技術力の向上

厳しい財政状況

不良・不適格業者の参入

独禁法改正

欧米の先行事例

ダンピングの増加

発注者の能力差

談合

品質低下の懸念

<法律の目的> 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保の関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

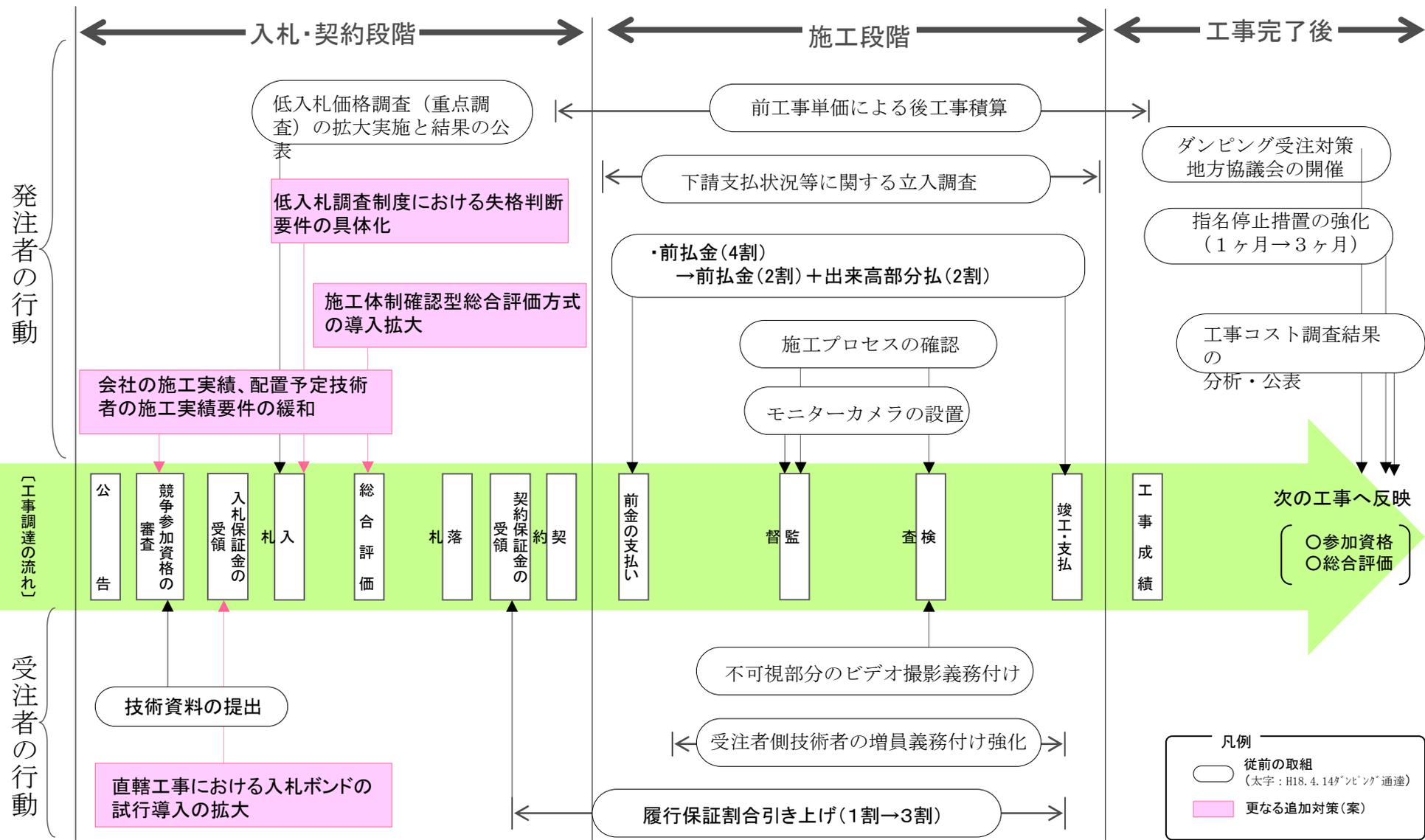
発注者をサポートする
仕組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる

■ 国土交通省における更なるダンピング対策



発注者と受注者のコミュニケーション向上施策を 建設業の生産性効率化につなげるための総合的な取組

当初契約

三者会議

ワンデー
レスポンス

設計変更
審査会

変更契約

電子納品

トータルプロセスを情報共有システム(建設系ASP※)で効率的に実施

スケジュールの共有

掲示板(協議内容の共有)

ファイルの一括管理

工事書類の作成・提出・検索・閲覧

ワークフロー(決裁迅速化、明確化)

電子納品データの作成支援

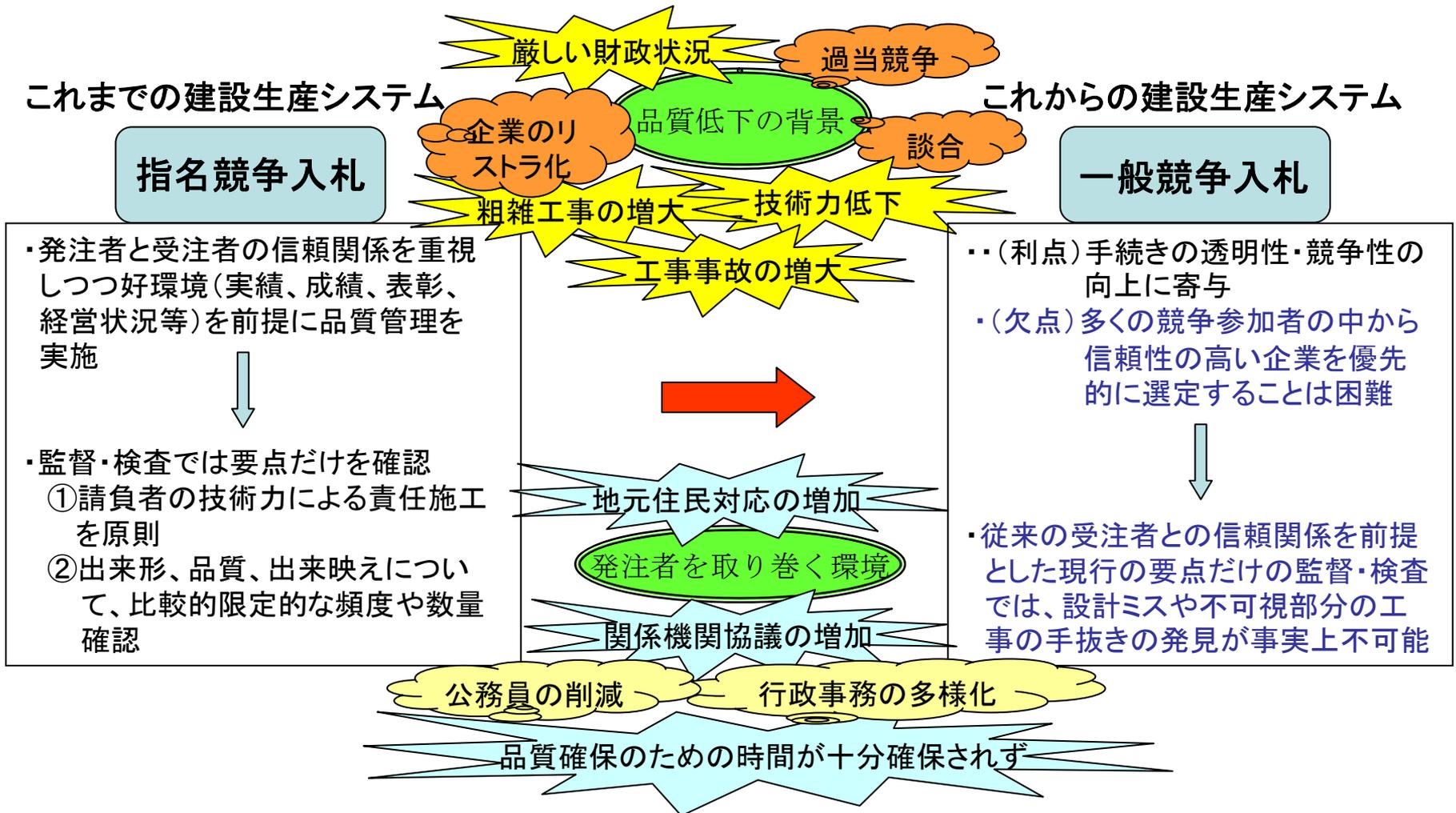
- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ アプリケーション・サービス・プロバイダ

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

<参考> 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

<「施工プロセスを通じた検査」の必要性>



発注者としての責任を果たすため、検査の充実を図り、工事における品質確保の取り組みを強化する必要がある。

<参考> 契約等の対等な関係の構築、ダンプの防止

<施工プロセスを通じた検査の方針>

- ① 総括検査職員による中間技術検査（既済部分検査）・完成検査の実施
 - 中間技術検査（既済部分検査）・完成検査を実施し、かつ、検査業務全体を総括する者を「総括検査職員」として任命。

- ② 主任検査職員による既済部分検査の導入
 - 従来、監督職員が実施している段階確認の一部について、給付の確認を伴う「既済部分検査」として実施
 - 既済部分検査を行う者を「主任検査職員」として任命。

- ③ 品質検査員による施工プロセスチェックの導入
 - 従来、監督職員が実施している段階確認の一部を施工プロセスチェックとして実施。
 - 「施工プロセスチェック」は、受注者の品質管理（材料検査・出来形確認や施工方法が適切に実施されているか日々現場で確認。
 - 施工プロセスチェックを行う者を「品質検査員」とする。

【工事成績評定実施の法定化】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17.4.1施行) 第6条 (発注者の責務)
公共工事の発注者は、～工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の**施工状況の確認及び評価**その他の事務を適切に実施しなければならない。

【工事成績の積極的な活用】

- 企業評価における**技術評価点での活用**
- **入札参加要件**(企業及び配置技術者)での活用
- 総合評価方式での活用(技術評価項目での活用)
 - ・ 過去2年間の工事成績に応じた加点
 - ・ **優良工事、優秀工事技術者等への加点**



工事成績評定の重要性が従前よりも一層増大



①「客観性の向上」 と ②「工事間の技術力の差の明確な評価」

I これまで以上にきめ細かな技術力の評価

II 点差が大きい事項の重みの増大

III 総合評価方式における技術提案へのインセンティブの付与

工事成績の改正概要

- 1) 評価段階の細分化
現行：3～5段階→改正：5～7段階
- 2) 評点配分の見直し
技術の差がつく考査項目の配点
- 3) 「高度技術」の見直し
都市部の工事、工期の長い工事を評価できる様に「工事特性」として評価
- 4) 技術提案履行の確認評価
技術提案の履行・不履行を2段階で評価

平成21年4月1日以降に行う中間技術検査及び完成検査について適用している。

本改正に関する資料は国土交通省ホームページに掲載
<http://www.mlit.go.jp/tec/index.html>

	項目	現状	見直し
きめ細かな技術力評価	①評価段階の細分化	○ これまでの5段階評価(又は3段階)では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があった。	● 評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更する。 技術検査官：出来形、品質 5段階⇒7段階評価 総括技術評価官：地域への貢献 3段階⇒5段階
	②評点配分の見直し	○ 一部の考査項目については、評価が特定の段階に偏っていた。	● バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。
	③「高度技術」の見直し (「工事特性」に変更)	○ 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価することが望まれている。	● 特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直す。 ● 「高度技術」から「工事特性」に名称を変更する。 ● より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更する。
技術提案実施へのインセンティブ付与	④技術提案履行の確認評価	○ 現行の成績評定要領策定時(平成13年)に比べて、総合評価落札方式が大幅に普及している。 ○ 技術提案の履行状況を以降の工事発注へ活用することが望まれている。	● 検査時に技術提案の確認評価を行う項目を追加する。

入札契約
段階

適正価格での契約の推進

①総合評価方式

地域への貢献や地域の精通度の評価を向上（地元優良企業の評価向上）

②ダンピング対策

国：低入札調査基準価格を上回る応札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認し、**工事の品質が確保されないような価格での受注を排除。**

地方：**低入札調査基準価格の見直しを促進**（現在、64都道府県・政令市中40自治体が未対応）
低入札調査の実施手法に関するガイドラインを作成し、**低入札調査の実効性を向上**

③不調・不落対策

見積もり活用型積算方式の活用により、**実勢価格を予定価格により一層反映**

施工中

採算性悪化要因の排除

①ワンデーレスポンス

施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、**工期を短縮化**

②三者会議

発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、**工事の手戻りを防止**

③工事関係書類の簡素化

電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、**受注者側事務の増加を防止**

追加費用の適正な支払いの徹底

①契約変更の円滑化

- ・設計変更ガイドライン等を周知徹底し、**契約変更の対象となる事案を明確化**
- ・受発注者間で設計変更審査会を開催し、**契約変更の透明性・効率性を向上**
- ・間接工事費見積り活用変更方式により、**安全費等を契約変更の対象に拡大**

精算段階



【台湾における公共事業の品質確保向上に向けて】

1. 公共事業の品質確保には発注者と受注者相互の信頼関係を構築が非常に大切と感じている。
2. 一般競争の価格競争では低入札は増加傾向が続き、粗雑工事(不良施工)につながる。
3. 不良施工は施工後の処理も時間・労力がかかり、かえってコスト増加の結果をもたらすことになる。
4. 良好な品質を維持するには、品質確保と価格のバランスが非常に大事なことと認識している。
5. これからも品質向上の取組みを追求していただきたい。